

《1》 地域まちづくりの今後への期待

① 地域コミュニティを元気にする 地域まちづくり推進条例とヨコハマ市民まち普請事業のこれまでの10年とこれから10年

地域まちづくり推進条例（以下「条例」という）の制定の検討に関わり、制定直後から、地域まちづくり推進委員会の委員を8年間、そして条例の仕組みの一部であるヨコハマ市民まち普請事業（以下「まち普請」という）の審査員を10年間務めた。

私自身は、都市計画や建築の専門家ではなく、コミュニティ政策の研究者である。そういう立場から、横浜市では「地域」とか「コミュニティ」とか名のつく委員会の仕事をいくつか務めてきた。そうした観点から、条例のこれまでを振り返り、今後を展望してみよう。

1 条例制定の頃

条例が制定された2005年当時は、「右肩下がりの時

代」における「協働」を掲げる中田市政の期間中に様々な動きがあり、地域コミュニティに関して重要な政策が打ち出された。2005年2月に「地域活動との協働・支援のあり方検討委員会」が「横浜市における地域活動との協働・支援のあり方に関する提言」を出し、これを踏まえて「自治会町内会と行政との関係性の再構築」が図られ、地域振興協力費の見直しなどが行われた。市民活動関連では、市民活動推進委員会の提言を受けて2004年7月に「協働推進の基本指針」が策定された。また、2000年の社会福祉法の改正に基づいて、2004年5月に第1期の地域福祉計画（全市計画）が制定されている。その後、第2期の地域福祉保健計画では、横浜市の全ての地域で「地

区別計画」が策定され、横浜市のコミュニティ政策の事実上の基盤となっている。まち普請について言えば、若手職員の発意による提案が市長によって認められてスタートするという、条例とは別な動きとして始まったが、市民と市とが「協働して行う地域まちづくり」（第1条）を目指す条例にとつてまさにぴったりの事業であり、その資料をめくると、「第1回（仮称）市民提案・市民主体の身近なまちづくり事業整備提案審査委員会準備会」が行われたのは、条例公布直後の2005年3月9日である。地域まちづくりについても果た職員とこの枠組みに基づいて果敢に毎年度提案を出した

市民の方々の活力が条例を豊富化したことを自覚するよすがとしてもこうした初期期の経緯は覚えておきたい。

また、この時期のこうした「協働」をめぐる動きは、各局がばらばらに取り組んだわけではなく、局の間の垣根の低い横浜市役所の組織文化の伝統を発揮して、相互に学びあいながら進化したと思われる。当初と比べ、提案数が減少してきているまち普請でも局際連携が開始されている。

2 条例のこれまでの10年

私はコミュニティに着目する立場から、条例の仕組みの中でも、住民サイドの自主的な組織である「地域まちづくり組織」がどのくらい設立され認定されるかに注目してい

名和田 是彦
法政大学法学部教授
元横浜市地域まちづくり推進委員会委員
元ヨコハマ市民まち普請事業部会
会長

るが、他の自治体の同様の仕組みではなかなか設立数が伸びない中で、横浜市においては、着実に増えている。しかも認定にあたっての委員会審議の場には、関係する区役所の職員も同席していることは、区役所機能強化の文脈でも大変心強い。区役所における「まちのルールづくり相談コーナー」は、建築課廃止後長らく待たれていた区役所における本格的なハード整備関連の区民に身近な部署であり、土木事務所の区役所への編入とともに、有意義な組織改正であった。地域まちづく

りにとつても効果が発揮されていると言えよう。しかしこれに加えて、組織認定の審議にあたっては住民の代表の方々は想いを込めて十分に自分で発言し説明されるのが常であることも、素晴らしく思われたものである。

ただ、まち普請においては、その開始において条例の仕組みの一部ではなかったということもあるのか、地域まちづくり組織などがその活動の一環として取り組むとか、

提案団体が地域まちづくり組織に発展していくといった道筋は、もちろんいくつあつたけれども、それほど多くなく、また審査のプロセスでもあまり意識されなかった。一審査員としての反省である。

3 条例のこれからの10年

これからの10年の展望は現下に行進している事態から考えてみるほかない。まち普請は、実際に関わつ

てみて、本当にユニークな事業であり、かつ地域コミュニティの力を引き出す仕組みであった。このところ、予算の削減という問題を抱えているが、さらにこの数年間、コミュニティカフェなどの交流拠点整備に提案が大きく偏ったように感じていた。しかし、今精査してみると、それぞれの拠点はそれぞれの個性を持っており、地域における独自の意義を持っていて多様であることに気づく。金沢区の「さ

くら茶屋にししば」、「ほっこり」、戸塚区の「こまちカフェ」、鶴見区の「鶴見ふれあい館」、港北区の「大倉山おへそ」、西区の「ディアナ横濱」などなど、いずれも提案者の個性と地域の個性とが混じり合った独自のユニークさを持っているのではない。しかも最近では拠点系でない新しい傾向の提案も再び増えているように思われる。

このような芽が大きくなっていくと良いと思う。

地域福祉保健計画における「地区別計画」の仕組みは、横浜市の地域コミュニティの基盤的な制度となっている。横浜プランナーズネットワークなどの都市計画の専門家的支援者の多くもそこで活躍している。ここで見出された多様な地域課題の中で、ハード整備を必要とするものが、条例やまち普請の利用へと流れ込んでくる動きがさらに加速することが期待されるのではないか。

特集2

地域がまちをつくる。地域とまちをつくる。

① 地域のまちづくり ～今後への期待～

② 横浜市の地域まちづくり、今後10年にむけて

はじめに

横浜市が地域まちづくり推進条例（以下「条例」といふ）を制定する直前の条例検討会に参加してから、現在も地域まちづくり推進委員会委員長を務めているので、既に十数年間横浜市の地域まちづくりに関わってきた。そこで、条例制定10周年を迎えるこの時期に、今後10年に向けての展望を5つの提案を通じて書いてみたい。

さて、日本のまちづくり条

例は1981年神戸市、1982年世田谷区で制定されたことよってスタートを切った。改めて言うまでもないが、それまでの行政主体の都市計画事業に対して、地元の住民がまちづくり協議会に参加して議論と合意をしながら、自らが住むまちの修復型改善事業を進めてきたことは、国際的に見ても画期的なことである。しかし、都市計画が広域計画でトップダウン、まちづくりは狭域計画でボトムアップと、簡単に整理

することはできない。実は市全体の都市計画と地域のまちづくりには常に緊張関係があり、都市計画道路事業等では対立することもかなりある。したがって、日本にまちづくり条例が登場して既に35年が経過しているが、国の都市計画法と市町村のまちづくり条例には、かなりの隔たりがあることを忘れてはならない。私たちは、これまでのまちづくり条例の成果や蓄積、課題を十分踏まえて、都市計画法の改正を提起し、「まちづく

り基本法」のような形での新法を作らないと、日本の今後のまちづくりの抜本的な改革や発展・展開は望めない。

提案1…「都市内分権」の推進

まず最初に提案したいのが、「都市内分権」である。横浜市は、人口約370万人の大都市である。地域まちづくりを標榜する以上、本庁の地域まちづくり課が全ての地域を把握し、きめ細かく計画していくことは不可能であ

卯月 盛夫

早稲田大学社会科学部教授

横浜市地域まちづくり推進委員会委員長

元ヨコハマ市民まち普請事業部会部会長